

令和7年4月1日 介護予防・生活支援サービス事業 報酬改正内容

サービス種類	項目	変更後	変更前
訪問型サービス	①訪問型独自業務継続計画未策定減算	週1回程度 -12単位/月 週2回程度 -23単位/月 週2回を超える程度 -37単位/月 日割の場合 -1単位/日 1月当たりの回数を定める場合 -3単位/回	【新設】
	②処遇改善加算	【廃止】	訪問型独自サービス処遇改善加算V 221/1000加算 以下名称略 V(2) 208/1000加算 V(3) 200/1000加算 V(4) 187/1000加算 V(5) 184/1000加算 V(6) 163/1000加算 V(7) 163/1000加算 V(8) 158/1000加算 V(9) 142/1000加算 V(10) 139/1000加算 V(11) 121/1000加算 V(12) 118/1000加算 V(13) 100/1000加算 V(14) 76/1000加算
	共生型訪問サービス	介護予防訪問サービスに準じた加算の廃止	
	生活援助訪問サービス	-	-
通所型サービス	①処遇改善加算	【廃止】	通所型独自サービス処遇改善加算V 81/1000 加算 以下名称略 V(2) 76/1000加算 V(3) 79/1000加算 V(4) 74/1000加算 V(5) 65/1000加算 V(6) 63/1000加算 V(7) 56/1000加算 V(8) 69/1000加算 V(9) 54/1000加算 V(10) 45/1000加算 V(11) 53/1000加算 V(12) 43/1000加算 V(13) 44/1000加算 V(14) 33/1000加算
	共生型通所サービス	介護予防通所サービスに準じた加算の廃止	
	短時間通所サービス	①基本報酬	-
介護予防ケアマネジメント	①基本報酬	-	-